

訪問看護医療 DX 情報活用加算について

2024 年度診療報酬改定に伴い、当ステーションでは訪問時にオンライン資格確認システムにより、利用者の診療情報や薬剤情報を取得・活用して訪問看護に関する計画的な管理を行い、質の高い医療の提供を目指しています。

【対 象 者】 訪問看護管理療養費を算定する者（医療）

【算定要件】 当ステーションは関東信越厚生局等に届出を行い、健康保険法第3条第13項の規定による電子資格確認により、看護師が訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合、訪問看護医療 DX 情報活用加算として、月1回に限り50円を所定額に加算いたします。

【訪問看護医療 DX 情報活用加算の施設基準】

1. 電子情報処理組織の使用による訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求（オンライン請求）を行っていること。
2. 電子資格確認（オンライン資格確認）を行う体制を有していること。
3. 医療 DX 推進の体制に関する事項、及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得・活用して行うことについて、当訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること。
 - ① 看護師等が居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して、訪問看護・指導を実施している訪問看護ステーションであること。
 - ② マイナ保険証の利用を促進する等、医療 DX を通じた質の高い医療を提供できるよう取り組んでいる訪問看護ステーションであること。
4. 3.の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。

令和7年4月



社会福祉法人 二之沢愛育会
訪問看護ステーションにじの環